福井市公園管理人事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の憩いの場である都市公園等の管理、活用に関して、地域においてその中心的な役割を果たす個人、又は団体を育成し、その活動を支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「都市公園等」とは、福井市建設部公園課が管理する公園及び緑地をいう。
- 2 この要綱において「管理活動」とは、おおむね次に掲げる活動をいう。
 - (1) 公園の除草・清掃
 - (2) 公園施設に関する異常の通報
 - (3) 公園利用者に対する利用上の注意・指導
 - (4) その他公園管理人の目的達成のため必要な活動
- 3 この要綱において「公園管理人」とは、地域の中心となって管理活動を行うものであり、 公園周辺の自治会等が選出し、又は同意したものをいう。

(公園管理人の設置)

- 第3条 公園管理人を設置しようとするものは、公園管理人設置届(様式第1号)により市 長に届け出るものとする。
- 2 前項の届出は、1公園及び緑地につき1個人又は1団体を基本として行うものとする。 ただし、市長が特別に必要と認める場合は、この限りでない。

(公園管理人の変更)

第4条 公園管理人を変更しようとするものは、公園管理人変更届(様式第2号)により市 長に届け出るものとする。

(公園管理人の廃止)

第5条 公園管理人を廃止しようとするものは、公園管理人廃止届(様式第3号)により市 長に届け出るものとする。

(報償金の交付)

- 第6条 市長は、公園管理人の円滑な運営を図るため、公園管理人に対し公園管理人報償金 (以下「報償金」という。)を年1回交付することができる。
- 2 報償金は、4月1日現在、設置されている公園管理人及び年度途中に新たに設置した公園管理人(11月末日までに設置した公園管理人に限る。)を対象とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、交付しないものとする。
 - (1) 公園管理人が活動していないと認められるとき。
 - (2) 公園管理人が報償金の受領を辞退したとき。
 - (3) その他交付の必要を認めないとき。

(報償金の額)

第7条 報償金の額は、別表1に定める額とする。

(活動の報告)

第8条 管理人は、管理活動を実施した場合は、11月末日までに公園管理人活動報告書 (様式第4号)により活動報告を市長に行うものとする。

(報償金の交付決定)

第9条 市長は、前条の報告があった場合は必要な調査を行い、適当と認めたときには報償 金の交付を行うものとする。

(報償金の交付時期)

第10条 報償金の交付する時期は、おおむね12月とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度市長が定める。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正。

別表1

面積	金額
500 ㎡未満	10,000 円
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	12,000 円
1,000 ㎡以上 1,500 ㎡未満	14,000 円
1,500 ㎡以上 2,000 ㎡未満	16,000 円
2,000 ㎡以上 2,500 ㎡未満	18,000 円
2,500 ㎡以上 3,000 ㎡未満	20,000 円
3,000 ㎡以上 3,500 ㎡未満	22,000 円
3,500 ㎡以上 4,000 ㎡未満	24,000 円
4,000 ㎡以上	26,000 円